

電力自由化により

# 「電気料金が安くなる」

## などの勧誘に要注意!!

〇〇電力をご利用中の方へのご連絡です。

電気の自由化により、〇〇電力からの供給はそのままで、電気料金が値下げ可能になりました。



契約中の〇〇電力会社(その関連会社)からの連絡を装い、実際は別会社からの新規契約の勧誘。



毎月の電気料金が今後〇%安くなります。



実際には電気をたくさん使わないと安くならない。

値下げの対象確認のため検針票の情報を教えてください。



検針票の情報で契約の切替えが可能。安易に情報を教えない。

### 要注意ポイント！

契約相手を確認しましたか？

本当に安くなるプランですか？

契約期間、途中解約などの条件は？

契約してしまったが、解約したい…

# そんなときは、クーリング・オフ！

## クーリング・オフの手続き

電話勧誘販売による取引は、契約書面を受け取った日を含めて8日間以内であれば、無条件で契約解除ができます。

- ① 必ずハガキなどの画面で行います。
- ② 契約（申込）年月日、商品名、契約金額、販売会社、担当者名、「この契約を解除します」ということを書きます。あなたの住所、氏名を書くことを忘れずに。
- ③ ハガキを書いたら、表・裏共にコピーを取ります。
- ④ ハガキは郵便窓口で、特定記録郵便又は簡易書留などの「出した日付」が分かる方法で出して、受取証などをもらいます。
- ⑤ ハガキのコピーと特定記録郵便などの受取証を大切に保管しましょう。

- 契約書に「クーリング・オフできない」と書いてあったり、クーリング・オフ期間を過ぎていても、契約を解除できる場合があります。
- 勧誘時に事実と違う話をされた場合などには、契約を取り消せる場合があります。

諦めずに消費生活センター等に相談しましょう！

### 画面の記載例



### 通知書

この契約を解除します。

契約（申込）年月日 平成〇〇年〇月〇日  
商品名 ○〇〇〇一式  
契約金額 ○〇〇〇〇〇円  
販売会社 株式会社 ×××  
 営業所  
担当者△△△△

支払った代金〇〇円を返金してください。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 ○〇〇〇

困ったときは一人で悩まずに、  
「消費者ホットライン」に御相談ください。  
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内します。



消費者ホットライン ☎ (局番なし) 188

いやや！